

大阪における高校・大阪公立大学等の 授業料等無償化制度(案)について

令和5年8月

無償化制度拡充の趣旨

【現在の無償化制度について】

- ◇大阪の子どもたちが家庭の経済的事情等に関わらず、自由に学校選択できる機会を保障するため、所得制限はあるものの、高校等の授業料及び大阪公立大学等の授業料・入学料の無償化を実現。

《高校》

- ・私立高校等授業料無償化制度は平成22年度に創設。一定の所得制限のもと、私立・公立とも授業料を無償化。
- ・国の就学支援金制度に、府独自に上乗せ。現行制度は年収910万円未満の世帯が対象。

《大学》

- ・令和2年度に大阪公立大学等の府授業料等無償化制度を創設。一定の所得制限のもと、授業料・入学料を無償化。
- ・国の高等教育の修学支援新制度に、府独自に上乗せ。現行制度は年収910万円未満の世帯が対象。

【無償化制度の拡充に向けて】

◆大阪の全ての子どもたちを対象に、

- ・所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現
- ・子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現

に向けて、私立高校・国公立高校・大阪公立大学等の授業料等の完全無償化をめざす。

高校等における制度設計(案)

高校等授業料無償化制度について(課題整理)

【制度素案（私立学校）】

◆ 対象校

- 私立高校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
- 専修学校（高等課程）、各種学校（就学支援金対象校）

◆ 実施時期

- 令和6年度の高校3年生から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で授業料の完全無償化をめざす（R6: 3年生→ R7: 2・3年生→ R8: 全学年）

◆ 授業料完全無償化の方法

- 国の就学支援金と併せて、府の無償化制度に参画する就学支援推進校（※）を選択した私立高校等に対して、府の授業料支援補助金を交付することにより、無償化する。
- 全世帯について、府の授業料支援補助金とあわせて標準授業料を超える授業料を学校が負担することで、完全無償化をめざす。
- 府内外の私立高校等に対して、就学支援推進校への参画を働きかける。

（※）生徒の授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色づくり、魅力づくりに積極的に取り組む私立高校等。学校の申請に基づき指定

【5月9日戦略本部会議後の調整事項】

- ◇ 府内私立高校等に対し、授業料完全無償化制度について理解を求め、就学支援推進校への参画を働きかける。
- ◇ 近畿1府4県の私立高校に対し、府の就学支援推進校制度への理解を求めて参画を促す。
- ◇ 授業料完全無償化制度のベースとなる標準授業料の改定ルール（金額及び改定時期）を検討する。

高校等授業料無償化制度について(これまでの調整状況)

1. 府内私立高校との調整状況

- 5月9日以降随時 大阪私立中学校高等学校連合会と制度素案について協議。
- 6月～7月中旬 府内私立高校等（全日・通信・専各）に対し、個別にヒアリングを実施し、制度素案に対する意見を聴取。
- 8月9日 知事と大阪私立中学校高等学校連合会が意見交換を行い、成案に向けた基本的考え方を提示。
府と私学が制度完成に向けて協力していくことを確認。
就学支援推進校（全日制96校）が引き続き制度に参加することを表明。

2. 近畿1府4県の私立高校との調整状況

- 近畿1府4県の私学所管課及び私学団体に対し、制度素案の内容を説明。
- 成案後に、再度制度詳細について説明を行う予定。

【参考】他府県私学団体からの主な意見

- ・自らが決めた授業料を徴収できず、学校負担が生じる制度には課題がある
- ・大阪府から通う生徒とそれ以外の生徒で授業料負担に不公平が生じる
- ・授業料の改定に、所轄庁ではない府の承認を必要とする制度は問題 等

高校等授業料無償化制度について(基本的な考え方)

【基本的な考え方】

授業料完全無償化と私立高校等の教育の質の向上の両立を図る

<全日制の例>

標準授業料を超える学校負担の軽減

負担総額
約9.5億円

負担総額
約7.9億円

現行制度

新制度

標準授業料の増額

さらなる教育の向上

約13億円

経常費助成の増額

- ◆ 標準授業料と経常費助成の増額を組み合わせることにより、学校負担額の軽減とともに、私学教育のさらなる魅力・特色づくりを支援

高校等授業料無償化制度について(具体的な制度案)

【標準授業料】

○新標準授業料

・60万円 → **63万円**

○新標準授業料の適用時期

・令和6年度から段階的に適用。

○今後の改定ルール等

- ・原則として5年間は新たな標準授業料を適用。
- ・標準授業料の改定にあたっては、各私立高校の経費支出の状況や教育活動の状況などの諸要因をもとに、改定の必要性を検証。

【移行期間中（R6、7年度）の経過措置】

- ・世帯の所得や子どもの人数にかかわらず、標準授業料までは国・府が負担。
- ・府内校：世帯年収800万円以上は、標準授業料を超える授業料を保護者が負担。
- ・府外校：標準授業料を超える授業料を保護者が負担。

※ 通信制についても、全日制と同様の考え方にに基づき、制度改正を実施。

令和6～8年度の制度案

令和6年度

学年	授業料	保護者負担
3年生	63万円以下	無償
	63万円超	年収800万円未満：無償 年収800万円以上：63万円との差額
2年生 1年生	現行どおり（標準授業料60万円）	

※府外校は3年生のみ対象
授業料63万円超の場合は、63万円を超える額は保護者が負担

令和7年度

学年	授業料	保護者負担
3年生 2年生	63万円以下	無償
	63万円超	年収800万円未満：無償 年収800万円以上：63万円との差額
1年生	現行どおり（標準授業料60万円）	

※府外校は2・3年生のみ対象
授業料63万円超の場合は、63万円を超える額は保護者が負担

令和8年度から

学年	授業料	保護者負担
全学年	授業料の額にかかわらず	無償（標準授業料63万円）

※府外校も同様

高校等授業料無償化制度について(経常費助成)

【経常費助成】

○経常費助成とは

・私立高等学校等の教育条件の維持向上等を図り、高等学校等の経営の健全性を高め、高等学校等の健全な発達に資するため、補助金を交付。

※各学校への交付額 = 経常費単価 × 定員内実員

○経常費単価の算定方法(全日制・専各)

・府立高校の生徒一人当たりの所要経費をもとに算出した標準教育費の2分の1を基本とし、国の財源措置額の範囲で算定。
・令和5年度経常費単価 325,500円

○経常費助成の増額(全日制・専各)

・府立高校との切磋琢磨の考え方のもと、府立高校の状況を踏まえて、私立高校の教育の質の向上を図るため、令和6年度から段階的に単価を引き上げ、制度完成時の**令和8年度に2万円程度増額**する。

高校等授業料無償化制度について(今後の調整事項)

【府外校の取扱い】

- 近畿 1 府 4 県の府外校：新制度案を説明したうえで、各校の参画意向確認を行う。
- 近畿 1 府 4 県以外の府外校：近畿 1 府 4 県における新制度の適用状況を見ながら、今後の実施手法を検討する。

【府育英会奨学金の取扱い】

- 府育英会が実施する入学時増額奨学資金について、初年度納付金の実態を調査し、必要な制度拡充を検討する。

【対象要件】

- 制度拡充の趣旨に鑑み、生徒・保護者の対象要件（府内在住など）を整理する。

母校応援ふるさと納税制度の創設(寄附による支援)

○ふるさと納税の活用

- ・ふるさと納税の対象である「大阪教育ゆめ基金」を活用して、「母校応援ふるさと納税制度」を創設し、高校の教育活動等を寄附を通じて応援する仕組みを整える。(令和6年度～)

○ふるさと納税のメリット

- ・寄附者が個人の場合、寄附金から2千円を引いた全額(※寄附金額に上限あり)が寄附金控除の対象となる。法人の場合は、全額が損金算入される。

(例) 個人が**50,000円**を寄附した場合

学校法人への直接寄附

特定公益増進法人である学校法人に対して寄附した場合、**4,800円**が所得税額から控除される
(年収600万円・所得税率10%の場合)

※寄附金に対する税制優遇がない学校は、控除なし



ふるさと納税

(50,000円 - 2,000円) = 48,000円



48,000円の税額控除

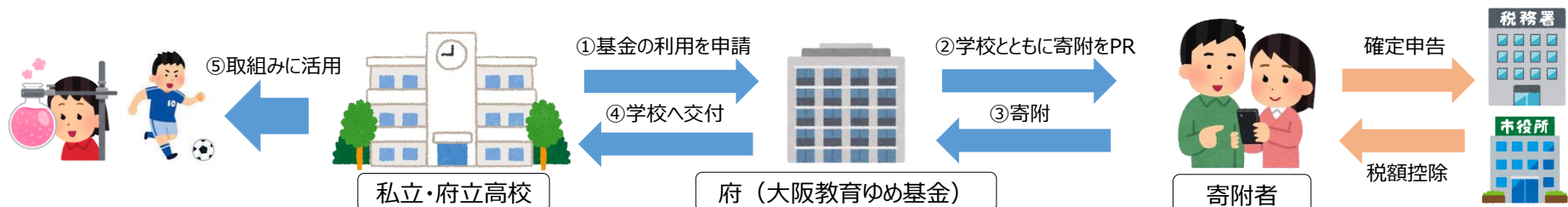
○大阪教育ゆめ基金の活用

大阪教育ゆめ基金(現行制度)

・府立学校、府立図書館等の教育機関が行う子どもたちの学力を向上させる取組み等に対し、寄附が可能。

今後の方向性

・基金の活用を希望する府内私立高校等を寄附対象に加える。
・基金を通じた私学への寄附について、府としての効果的なPR方法を検討する。



高校等授業料無償化制度について(制度設計まとめ・私立)

	現行	R6 <移行期間>	R7 <移行期間>	R8 <制度完成>
所得制限	◆910万円以上 補助対象外	(3年生) 所得制限なし (1・2年生) 現行どおり	(2・3年生) 所得制限なし (1年生) 現行どおり	(全学年) 所得制限なし
保護者負担	◆590万円未満 無償 ◆590万円以上～800万円未満 子ども1人 20万円 子ども2人 10万円 子ども3人以上 無償 ◆800万円以上～910万円未満 子ども1人 48万円※ 子ども2人 30万円※ 子ども3人以上 10万円※ ◆910万円以上 授業料全額 ※標準授業料超過分の負担あり	(3年生) ◆800万円未満 無償 ◆800万円以上 <授業料63万円以下> 無償 <授業料63万円超> 標準授業料超過分 (1・2年生) 現行どおり	(2・3年生) ◆800万円未満 無償 ◆800万円以上 <授業料63万円以下> 無償 <授業料63万円超> 標準授業料超過分 (1年生) 現行どおり	(全学年) 無償
標準授業料	60万円	(3年生) 63万円 (1・2年生) 60万円	(2・3年生) 63万円 (1年生) 60万円	(全学年) 63万円
府外校 (近畿1府4県)	補助対象外	(3年生) 補助対象 (1・2年生) 補助対象外	(2・3年生) 補助対象 (1年生) 補助対象外	(全学年) 補助対象

高校等授業料無償化制度について(公立高校等)

1. 対象校

【府内】

○府立高校、大阪公立大学工業高等専門学校（本科1～3年生）、国立高校・特別支援学校（高等部）、市立高校（堺・東大阪・岸和田）

※ 全日制課程・定時制課程・通信制課程

【府外】

○近畿1府4県の国立高校、公立高校、国公立高等専門学校（本科1～3年生）等

※1 募集要件で大阪府民の入学が認められている学校を対象とし、今後、各学校の設置者と調整する。

※2 近畿1府4県以外の府外校：近畿1府4県における新制度の適用状況を見ながら、今後の実施手法を検討する。

2. 授業料完全無償化の方法

○国の就学支援金制度で所得超過により対象とならなかった生徒について、府独自制度により令和6年度から段階的に無償化、令和8年度制度完成。

※ 制度新設の趣旨に鑑み、生徒・保護者の対象要件（府内在住など）を整理する。

	現行	R6<移行期間>	R7<移行期間>	R8<制度完成>
所得制限	◆910万円以上支給対象外	(3年生) 所得制限なし (1・2年生) 現行どおり	(2・3年生) 所得制限なし (1年生) 現行どおり	(全学年) 所得制限なし
保護者負担	◆910万円以上 授業料全額 (例：府立全日制 118,800円)	(3年生) 無償 (1・2年生) 現行どおり	(2・3年生) 無償 (1年生) 現行どおり	(全学年) 無償

高校等授業料無償化制度について(高校無償化所要額)

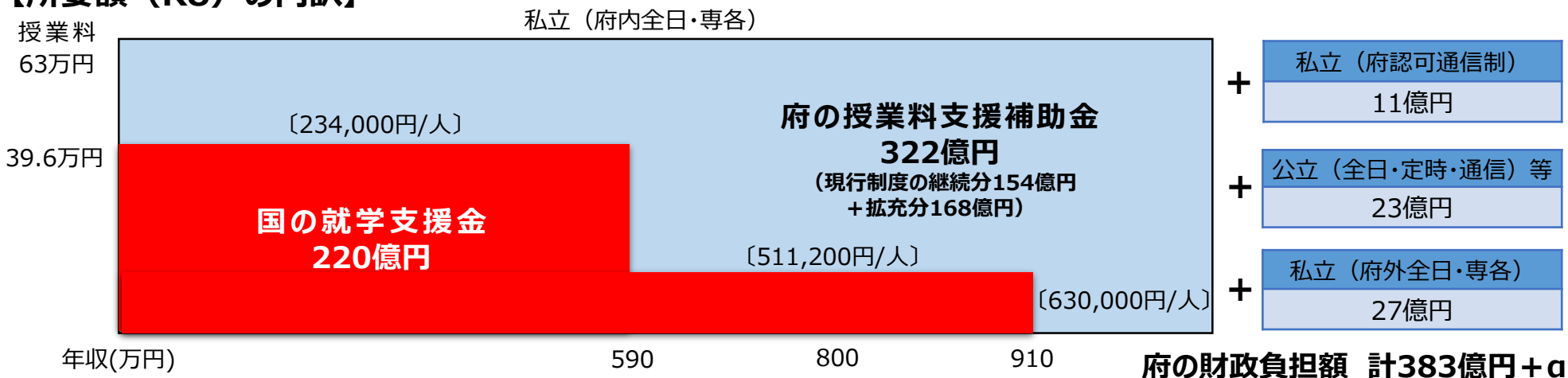
【制度拡充にかかる所要額（推計）】

年度	R6	R7	R8
私立（府内全日・専各）	56億円	112億円	168億円
私立（府認可通信制）	3億円	7億円	11億円
公立等（全日・定時・通信）	8億円	16億円	23億円
私立（府外全日・専各）※2	9億円	18億円	27億円
合計 ※3	76億円+a	153億円+a	229億円+a

※1 標準授業料を63万円として推計 ※2 近畿1府4県の生徒数を基に推計

※3 合計には、他府県認可通信制および他府県公立高校等の生徒数を含まない

【所要額（R8）の内訳】



【参考：経常費増額後の所要額（推計）】

R5	R8 (R5比約2万円増)
313億円	326億円 (+13億円)

大学等における制度設計(案)

大阪公立大学等授業料等無償化制度について(制度案)

【制度素案】

◆対象学生

○大阪公立大学、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校に通う府民

◆実施時期

○令和6年度の大学4年(6年制の場合は4~6年)、大学院2年、法科大学院3年、高専専攻科2年から所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の完全無償化をめざす。(大学生の例 | R6: 4年生 → R7: 2~4年生 → R8: 全学年)

年度	R6	R7	R8
新制度の対象学年	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学4年(6年制の場合は4~6年) ◆ 大学院2年、法科大学院3年 ◆ 高専専攻科2年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学2~4年(6年制の場合は2~6年) ◆ 大学院1・2年、法科大学院2・3年 ◆ 高専本科5年、専攻科2年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学1~4年(6年制の場合は1~6年) ◆ 大学院1・2年、法科大学院1~3年 ◆ 高専本科4・5年

※高専本科1~3年生については、高校等授業料無償化制度の対象。

高専専攻科は、R7年から募集停止(R8年 専攻科廃止)

◆完全無償化の方法

○国の高等教育の修学支援新制度に加えて、府の授業料等支援補助金を、公立大学法人大阪へ交付することにより無償化する。

【支援認定に関する要件の精査】

○府内在住要件の判定基準日

新制度において、在学生に対し新たに制度を適用する場合が生じるため、在学生の府内在住要件(3年以上在住)の判定基準日は、最初に制度対象となる年度の4月1日とする。

<支援認定に関する要件>

- ① 学生等の要件
- ② **大阪府内在住要件** ← **判定基準日の3年以上前から在住**
- ③ 国籍・在留資格に関する要件
- ④ 大学等に進学するまでの期間等に関する要件
- ⑤ **家計の経済状況に関する要件(所得要件・資産要件)** ← **新制度で撤廃**
- ⑥ 学業成績等に関する要件

【制度拡充にかかる所要額(推計)】

〔所要額については、国制度分を除く〕

年度	R6	R7	R8
現行制度の所要額	12億円	12億円	12億円
新制度の追加所要額	9億円	25億円	33億円

**令和8年度(制度完成時)
府の財政負担額 計45億円**

大阪公立大学等授業料等無償化制度について(制度設計まとめ)

【大学4年制の場合】

		現行	R6 <移行期間>	R7 <移行期間>	R8 <制度完成>
家計の 経済状 況に関す る要件	所得・ 資産	<ul style="list-style-type: none"> ◆所得要件 ：910万円以上 補助対象外 ◆資産要件 ：学生本人及び生計維持者の保有する資産の合計額が、生計維持者が2人の場合は2,000万円未満、1人の場合は1,250万円未満に該当すること。 	<p>(4年生) 所得・資産要件の 制限なし</p> <p>(1・2・3年生) 現行どおり</p>	<p>(2・3・4年生) 所得・資産要件の 制限なし</p> <p>(1年生) 現行どおり</p>	<p>(全学年) 所得・資産要件の 制限なし</p>
	入学料	<ul style="list-style-type: none"> ◆590万円未満 無償 ◆590万円以上～800万円未満 子ども1人 約19万円 子ども2人 約9万円 子ども3人以上 無償 ◆800万円以上～910万円未満 子ども1人 約28万円(全額) 子ども2人 約19万円 子ども3人以上 約9万円 ◆910万円以上 約28万円(全額) 	<p>(1年生) 現行どおり</p>	<p>(1年生) 現行どおり</p>	<p>(1年生) 無償</p>
学生 負担	授業料	<ul style="list-style-type: none"> ◆590万円未満 無償 ◆590万円以上～800万円未満 子ども1人 約36万円 子ども2人 約18万円 子ども3人以上 無償 ◆800万円以上～910万円未満 子ども1人 約54万円(全額) 子ども2人 約36万円 子ども3人以上 約18万円 ◆910万円以上 約54万円(全額) 	<p>(4年生) 無償</p> <p>(1・2・3年生) 現行どおり</p>	<p>(2・3・4年生) 無償</p> <p>(1年生) 現行どおり</p>	<p>(全学年) 無償</p>

制度完成(導入年度イメージ)

段階的な制度実施イメージ

◇ 令和6年度から、高校・大学とも段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に制度完成

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
大学4年生	現行	無償	無償	無償
大学3年生	現行	現行	無償	無償
大学2年生	現行	現行	無償	無償
大学1年生	現行	現行	現行	無償
高校3年生	現行	無償	無償	無償
高校2年生	現行	現行	無償	無償
高校1年生	現行	現行	現行	無償

【新制度の適用イメージ（例）】

- ◆ 現在の大学1年生は、大学3年生、4年生で新制度を適用
- ◆ 現在の高校1年生は、高校3年生、大学1年生～4年生で新制度を適用
- ◆ 現在の中学1年生は、高校1年生～3年生、大学1年生～4年生で新制度を適用

今後のスケジュール

今後のスケジュール(想定)

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
制度検討	<ul style="list-style-type: none"> ●中高連との意見交換 ●戦略本部会議・案の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●案の公表(9月議会) 	9月議会での議論等を踏まえ制度を確定					R6年度予算案 2月議会での議論	
			議会		議会	予算要求		●予算案公表	議会
府内・府外学校(団体)対応 ・ 大学法人対応				【府内校】 制度参画の意向確認		●就学支援 推進校の公表	●R6年度予算案 の説明		
			【府外校(近畿1府4県)】 新制度案の説明	制度参画の意向確認					
(参考) 高校入試 日程						●私立出願開始	<ul style="list-style-type: none"> ●私立入試 ●公立特別選拔出願 ●公立特別選抜入試 ●公立一般選拔出願 ●公立一般選抜入試 		

財源の確保について

無償化制度拡充のための財源について

- これまでの財政運営において、減債基金の復元を行いながら財政調整基金の積立額も一定確保。
- 令和5年度末に減債基金の復元が完了することから、これまでの減債基金への復元額や財政調整基金積立額の実績から、約250億円／年程度の財源や、蓄積してきた財政調整基金の活用が可能。
- 今回の制度案では、制度完成時に高校・大学あわせ約275億円の所要額が見込まれているが、その財源については、事務事業の見直しや事業のスクラップアンドビルドによる重点化などを図りながら令和6年度当初予算編成過程で引き続き検討。

<財政調整基金残高（年度末）> ※交付税精算等対応分除く

R4（決算見込）：2,171億円 R5（7月末時点）：1,710億円

<財調基金増減額と減債基金復元額の過去実績> ※R2以降はコロナ禍における特殊要因があるため除外

H22～R1年度（10年）平均（給与カット効果額除く）：251億円／年

【財政調整基金残高、減債基金復元の推移（H22～R1）】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H22～R1平均
減債基金復元額	383	514	313	381	392	299	303	284	285	294	345
財政調整基金増減額		41	50	137	34	▲ 11	▲ 123	▲ 4	14	73	23
給与カット効果額	▲ 295	▲ 270	▲ 270	▲ 270	▲ 45	-	-	-	-	-	▲ 115